

○津山圏域資源循環施設組合職員安全衛生規則

平成 21 年 4 月 1 日

津山圏域資源循環施設組合規則第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）に基づく職員の安全衛生及び健康の確保並びに快適な職場環境の形成を促進するために必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第 2 条 職員の安全衛生等に関する事項については、津山市職員安全衛生規則（昭和 59 年津山市規則第 22 号）を準用する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する